

区長の役割って何？



黒岩地区では、黒岩地区交流センターに地区内の区長などが集まり配布物の仕分けを行っています

市内には125の区があり、すべての行政区に一人ずつ区長がいます。皆さんは、お住まいの行政区と区長がどなたかご存じですか？ここでは、区長の役割と要望などの届け方についてご紹介します。

問い合わせ 地域づくり課 ☎72-8299

「区長」とは、市の規則に基づいて市長が委嘱している非常勤特別職の公務員です。しかし、地域でさまざまな活動をしている「自治会長」と混同されている場合があります。

■区長とは

市は、住所別に区域を125に分け、行政区と呼んでいます。それぞれの行政区に区長を委嘱し、行政事務の円滑な運営を行っています。区長の職務は主に4つあります。

- ① 広報きたかみなどの印刷物を各世帯に届けること
- ② 区域住民からの相談や要望などを行政に取り次ぐこと
- ③ 行政関係諸団体からの情報を区域住民に伝えること
- ④ 地域の防災組織との連絡や災害時に協力すること

そのほか、必要に応じて行政に関するさまざまなことに協力をいただいています。

※区長の名簿は市のホームページ(<http://www.city.kitakami.iwate.jp/docs/2014053002957/>)をご覧ください。

■行政区とは

行政区とは、円滑な行政

サービスを行うために一定の範囲で区切っているもので、市民の生活利便と既存のコミュニティに配慮して設置されています。お住まいの場所によって、黒沢尻〇区、江釣子〇区、藤根〇区など、名称が決まっています。

■自治会長と区長の違い

自治会は、地域によって「区会」「町内会」「集落会」など、さまざまな名称で呼ばれています。また、自治会を班に分けて班長を置いている地域もあります。

行政区は市が設置している区域ですが、自治会は地域住民の活動しやすい範囲で形成

されてきたため、その区域は必ずしも行政区と一致している訳ではありません。一つの行政区の中に複数の自治会が存在する地域もあります。

「自治会長」と「区長」はそれぞれ役割が異なります。自治会は、それぞれの地域で住民相互の協力・親睦のために任意でつくられ自治活動を行っている組織であり、その代表者が自治会長です。自治会長の役割などはそれぞれの自治会の規約で決められています。一方、区長の役割は市の規則で定めているものであり、地域を代表する立場ではありません。

左の図は、地域による行政区と自治会の範囲の違いを表したものです。皆さんの地区はどのカタチでしょうか。

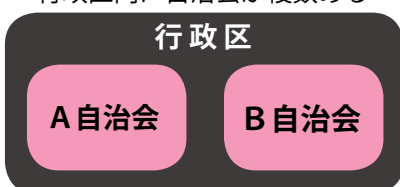
● 北上市の行政区と自治会のカタチ ●

自治会は、地域によって範囲が異なったり、活動が分かれるなどさまざまな形態があります。

- カタチ1 行政区と自治会の範囲が同一



- カタチ2 行政区内に自治会が複数ある



一定のルールに従って
お寄せください

～意見・要望の窓口について～

区長には、行政区内のさまざまな困りごとなどの相談が寄せられます。区長はその内容によって市や地域づくり組織(※1)へ取り次いでいますが、相談が集中することにより区長の負担が増すほか、取り次ぎに時間がかかることで市の対応が遅くなる恐れがあります。

市に対しての意見や要望は、内容により受付窓口が異なります。下の図は、その例を表したものです。窓口を選んで相談していただくことにより、市の対応がスムーズに進みやすくなるだけでなく、区長の負担軽減にもつながります。皆様のご協力をお願いします。

区長という業務でたくさんの人と交流

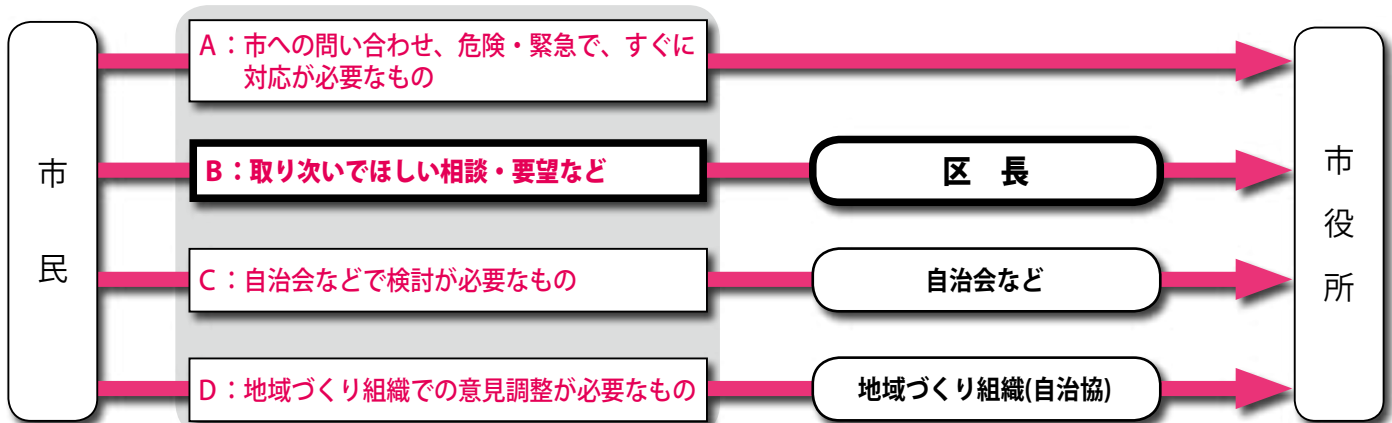


黒岩3区長
金田一 智さん

区長を務めてまもなく2期(4年)になります。

会議や広報紙の配布など仕事が多く大変な面もありますが、さまざまな行事に参加する機会があり、いろいろな地域の人との出会いや交流ができることをとても嬉しく感じています。

次に区長になる人が少しでも楽になるように業務改善に努めています。



用語説明

※1 地域づくり組織…住民により設置され、地域を代表して地域づくりに取り組む組織。市内の16地区(黒沢尻北・黒沢尻東・黒沢尻西・立花・飯豊・二子・更木・黒岩・口内・稲瀬・相去・鬼柳・江釣子・和賀・岩崎・藤根)に一つずつある。市は、地域づくり組織をまちづくりのパートナーと位置付けている。

※2 地域除排雪制度…地域の自主的な活動として市道での除排雪作業を行う場合に、報償費を支払うもの。毎年申し込み時期が決まっており(本年度の受付は終了)、あらかじめ作業者名の届け出が必要。

【担当：道路環境課】

※3 地域計画…16地区の地域づくり組織がそれぞれ策定している10年ごとの計画。地域課題を解決するための理念、基本方針や実施する事業を取りまとめたもの。市の総合計画に盛り込まれており、市は地域の計画(要望)として、最も尊重している。

A 市への問い合わせ、危険・緊急ですぐに対応が必要なもの

市から届いた通知の内容が分からない、倒木があるなどは直接市役所へお越しいただくか、電話・電子メール(市のホームページのお問い合わせフォームへ)や投書(市役所本庁舎1階市民ロビーの投書箱へ)でお問い合わせください。

<要望の例>

市に相談したいことがある、市から届いた通知の内容が分からない、道路に穴がある、クマが出た、倒木がある

B 取り次いでほしい相談・要望など

区長に地区住民からの相談や要望が寄せられた場合は、内容によって届け先を振り分け、市へ取り次ぎます。

<要望の例>

市の相談窓口が分からない、要望を担当課に取り次いでほしい、ごみ集積所を設置・廃止・移動したい



C 自治会などで検討が必要なもの

自治会の活動に関連する市への要望は、お住まいの地域の自治会へお寄せください。

<要望の例>

自治会が管理する街路灯をLED化したい、地域除雪に取り組みたい、自治公民館を修理したい

* 地域除排雪制度(※2)を活用する場合は、作業を行おうとする範囲で団体でも個人でも申請できます。

D 地域づくり組織での意見調整が必要なもの

道路整備やカーブミラー設置などの要望については、地域づくり組織(自治協)へお寄せください。例のような要望は、地域づくり組織で意見調整を図る必要があります。道路整備については、地域づくり組織が策定している地域計画(※3)に盛り込まれています。

<要望の例>

道路を拡幅してほしい、信号機や横断歩道・カーブミラー・道路標識などを設置してほしい、地域づくりに必要な施設がほしい、交流センターを建て替えてほしい